

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和2年9月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和2年9月定例会

1. 招集の日時 令和2年8月20日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 令和2年8月20日 午前10時00分
閉 会 令和2年8月20日 午前10時58分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 菅澤 環
3 番 石渡 悦子
4 番 川島 勝美
5 番 宮内 康幸
6 番 行木 光一
7 番 佐藤 悟
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
会計管理者 太田 邦子

匝瑳市環境生活課長 鎌形 健

多古町生活環境課長 越川 勝宏

横芝光町環境防災課長 北田 勝也

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 吉岡 孝哉

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案の上程

議案第1号 令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出
決算認定について

議案第2号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算
(第1号) について

日程第5 提案理由説明

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第1号 令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出
決算認定について

議案第2号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算
(第1号) について

10. 議事の経過

【開会：午前10時00分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年9月定例会に御参集
いただきまして誠にありがとうございます。本日は議員全員出席でござ
いますので会議は成立いたしました。

これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年9月定例会を開会い
たします。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策の一環
として、間隔を空けての着席、議場の換気などの対策を講じることとい
いたしましたのでご協力をお願いいたします。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求
に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補
助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。

議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議事進行上、「議席」を指定いたします。

ただいま着席されている議席を議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しまし
た議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。
佐藤議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。
5番宮内康幸議員と6番行木光一議員の両名を指名いたします。
佐藤議長 日程第4、これより、議案第1号から議案第2号について、一括上程いたします。
佐藤議長 これより管理者から挨拶を兼ねて、提案理由の説明をお願いいたします。
太田管理者 はい、議長。
佐藤議長 管理者。
太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、暑い日が続く中、また、コロナ感染症対策を含め、公私にわたりご多忙のところ、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営に対しまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案2件のご審議をお願いするわけですが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合施設の概況及び新型コロナウイルス感染症の対応状況について、ご説明申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼働開始から36年が経過していることから、施設の使用機械の老朽化が著しく進んでおり、年々、修繕箇所も増えていることに加え、処理能力が低下しているため、昨年台風15号関連で搬入量が一時的に増大した際は、草木の処理を外部の民間業者へ委託しましたが、運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況ですが、今年度にて稼働を終えることを考慮したうえで、構成市町の厳しい

財政状況を踏まえ、極力経費節減に努めながら、定期的な点検や計画的な修繕を行うなど、施設の延命化を図っているところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から18年が経過しまして、令和元年度は待合室にテーブル及び椅子を導入し、順調に運営をしているところでございます。令和2年度においても引き続き、計画的に施設の維持管理を行いながら、住民の皆様が安心してご利用いただけるよう、努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応状況について申し上げます。松山清掃工場では来場者同士の接触機会を減らすことを目的として、ごみステーションの利用を推進し、直接搬入される場合につきましては、事前の予約と併せてマスクの着用をお願いしています。山桑メモリアルホールにつきましては、ご参列なされる方々において人数の配慮をお願いしているところであります。

それでは、本定例会に提出いたします議案2件につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

太田管理者

議案第1号、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。本案は、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ4,433万2,000円を追加し、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,643万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第46条及び48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、議案第1号「令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 議案第1号、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算内容についてご説明させていただきます。お手元に配布させていただきました令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、並びに施策の成果の説明書に基づきまして説明をさせていただきます。まずは、決算書をお開きいただきたいと思います。2頁3頁には歳入、4頁5頁には歳出を、記載してございます。それでは7頁からの令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書についてご説明させていただきます。8頁、9頁をお願いします。歳入からご説明いたします。歳入1款、分担金及び負担金。予算現額4億331万6千円に対しまして、収入済額4億331万6千円で収入率は100%でございます。構成市町別の内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。匝瑳市の負担額が、2億4千324万9千円で、負担率は60.3%。多古町の負担額が、8千908万5千円で、負担率は22.1%。横芝光町の負担額が、7千98万2千円で、負担率は17.6%でございます。

2款、使用料及び手数料の予算現額1億5千506万8千円に対しまして、収入済額1億6千252万880円、収入率は104.8%でございます。この内、1項1目の火葬場使用料につきましては、予算現額1千936万2千円に対しまして、収入済額1千919万980円、収入率は

99.1%でございます。使用料の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

続きまして2項1目、ごみ収集処理手数料は予算現額1億3千557万6千円に対しまして、収入済額1億4千319万9千900円、収入率は105.6%です。

3款、国庫支出金の予算現額29万1千円に対しまして、収入済額11万7千720円、収入率は40.5%です。次頁10頁、11頁をご覧ください。

4款、財産収入の予算現額2千591万1千円に対しまして、収入済額は2千443万4千677円で、当初予算額に対して収入率は94.3%です。この内、1項、財産運用収入、1目の利子及び配当金の予算現額11万1千円に対しまして、収入済額は、3万788円で、収入率は27.7%です。こちらは、財政調整基金の利子であります。2項、財産売払収入、1目、物品売払収入の予算現額は、2千580万円に対しまして、収入済額は、2千440万3千889円で、収入率は94.6%です。これは、資源ごみのリサイクルによる売払い収入と、ペットボトルの有償入札拠出金等の物品売却収入の合計になります。売却実績の詳細については、施策の成果の4ページに掲載されております。

つづきまして5款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、予算現額2千万円に対しまして、収入済額は0円です。

6款、繰越金、予算現額2千407万6千円に対しまして、収入済額は2千407万6千19円となりますので、収入率は100%です。こちらは、平成30年度からの繰越金であります。

7款、諸収入につきましては、記載のとおりとなります。

歳入合計といたしまして予算現額6億2千896万3千円に対しまして、収入済額は、6億1千553万3千327円、収入率は97.9%です。以上が決算書、歳入の説明であります。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。12頁、13頁をご覧ください。

歳出につきましては、支出済額が概ね100万円以上、又は特に説明が必要な事項についてご説明申し上げます。

1款、議会費につきましては記載のとおりとなります。2款、総務費、予算現額9千758万9千12円に対しまして、支出済額は、7千128万3千894円で、執行率は73.0%です。1項、1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額2千937万1千400円は、特別職2名と職員7名の給料であります。3節、職員手当等の支出済額1千607万47円、4節、共済費の支出済額1千427万3千095円の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりであります。7節、賃金、支出済額434万1千264円は、嘱託職員2名分の賃金であります。14頁、15頁をご覧ください。14節、使用料及び賃借料の支出済額177万1千361円の主なものといたしましては、財務会計システムリース料であります。19節、負担金補助及び交付金の支出済額183万3千281円の内訳については、各種協議会等への負担金などあります。2項、監査委員費につきましては記載のとおりとなります。

続きまして3款、衛生費、予算現額5億2千928万5千405円に対しまして、支出済額は、4億5千182万7千745円、執行率は85.4%です。3款1項、火葬場事業費、予算現額6千305万9千円に対しまして、支出済額は、6千9万2千608円、執行率は95.3%です。7節、賃金、支出済額231万4千800円につきましては、嘱託職員1名の賃金です。11節、需用費の支出済額1千413万9千317円につきましては、備考欄記載のとおりとなりますが、修繕料につきましては、主要な施策の成果に関する説明書で後ほど説明させていただきます。つづきまして、16頁、17頁をご覧ください。13節、委託料の支出済額3千851万8千485円。主なものといたしましては、受付運営・火葬業務委託料であります。15節、工事請負費並びに16節、原材料費につきましては、支出がありませんでした。18節、備品購入費の支出済額341万4千340円、こちらは、待合室のテーブル及び椅子の購入費用であります。当施設は、平成14年度に運営開始いたしましたが、経年に

より、備品の劣化が激しく、利用者からの要望が多かったことから、初めて入れ替えをいたしました。

つづきまして、3款2項、清掃事業費予算現額4億6千622万6千405円に対しまして、支出済額は3億9千173万5千137円、執行率は84.0%です。7節の賃金419万3千640円については、嘱託職員2名の賃金であります。11節、需用費 支出済額は1億5千172万9千767円の内、消耗品費3千977万6千703円の主なものは、焼却炉用薬品、焼却炉用消耗品等となります。燃料費784万4千372円は、焼却炉用A重油や粗大ごみ破砕機などの軽油代であります。光熱水費4千169万4千092円は、清掃工場電気代、水道料金であります。修繕料の主なものにつきましては後ほど施策の成果でご説明させていただきます。12節、役務費の支出済額993万6千352円につきましては、主なものは収集袋販売手数料と清掃工場の維持管理に必要な各種清掃手数料等であります。18頁、19頁をご覧ください。13節、委託料の支出済額2億1千925万1千774円で、備考欄に記載のとおりです。上から15行目に記載されています「ごみ収集処理業務委託料」につきましては、可燃ごみ収集4台と資源ごみ等収集処理業務委託料等です。そのほかにつきましては、記載のとおりとなります。20頁、21頁をご覧ください。15節、工事請負費の支出済額、279万7千200円につきましては、後ほど施策の成果で説明させていただきます。22節、補償補填及び賠償金、44万4千405円は、松山清掃工場北側にあります水田の補償です。

4款、公債費、予算現額2千円に対しまして、支出は、ございませんでした。

5款、予備費につきましては、備考欄に記載のとおり不足が生じた項目へ充当させていただきました。

以上によりまして、歳出合計の当初予算額6億588万7千円、補正予算額2千307万6千円、予算現額計6億2千896万3千円に対しまして、支出済額は、5億2千320万1千137円、不用額は1億576

万1千863円、執行率は83.2%です。不用額1億576万1千863円につきましては、当初予定していた清掃工場の修繕が、台風15号の影響により行えなかったことが大きな要因になりますが、そのほかにも「ごみ収集処理業務委託料」におきましても、当初外部委託を要することを見込んでおりましたが、直営で処理することができたことにより大幅な差金が生じたものです。つづきまして23頁24頁は、実質収支に関する調書、25頁からは財産に関する調書、31頁からは地方債に関する調書となっております。決算書に関しましては以上でございます。続きまして、令和元年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明申し上げます。主には決算書3款の内容によるものとなります。それでは見開いていただきまして1頁、2頁につきましては歳入・歳出の状況となっております。3頁をご覧ください。こちらは、火葬場事業の成果でございます内容といたしまして、葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。火葬利用実績につきましては、合計で1,002件、前年度に比較し29件の増となります。式場利用実績につきましては、合計で32件、3件の増です。主な修繕補修等につきましては、昨年度は、大規模な修繕はありませんでしたが、東側通路の屋根の傷んだところの修繕をしたほか、標記のとおりとなります。次頁をお願いします。続きまして、清掃事業の内容になります。本組合での清掃事業は、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬された一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に務めました。業務従事者の数につきまして、標記のとおりとなります。資源ごみ有価物売却実績は、記載のとおり、紙類は年2回、その他につきましては年4回競争入札をいたしまして、最高価格者に売却し、組合の歳入としております。5ページにはごみ収集実績、ごみ処理・処分実績を記載いたしました。6ページをお願いします。6. 主な修繕補修等についてご説明させていただきます(1)粗大ごみ破碎機関係886万8千円。(2)最終処分場関係348万6千円。(3)松山清掃工場関係、①受入供給設備1千223万2千円、②燃焼設備680万2千円、③排ガス処理設備

472万円、④通風設備291万9千円、⑤排水処理設備1千357万6千円、⑥灰出し設備537万5千円、⑦電気設備52万9千円続きまして8頁。⑧その他補修といたしまして386万7千円となります。工事関係につきましては、最終処分場フェンス補修工事279万7千円となります。9ページ以降につきましては収集実績表等参考資料として添付させていただきました。続きまして、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る7月13日、当組合事務所会議室に於いて、石井代表監査委員及び川島監査委員に、決算の書類審査を受けまして、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。以上で説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。
それでは、質疑を許します。
御意見等はございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。
続きまして、議案第2号「令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 議案第2号、令和2年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4千433万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,643万9千円とするものでございます。2頁をご覧ください。歳入につきましては、6款1項の繰越金、4千433万2千円を補正額として計上し、歳入合計6億8千643万9千円とするものでござい

ます。3頁をご覧ください。歳出につきましては、2款1項、総務費4千433万2千円を補正額として計上し、歳出合計6億8千643万9千円とするものでございます。詳細につきましては、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)に関する説明書により、ご説明いたします。5頁・6頁につきましては明細書の総括となっております。7頁をご覧ください。歳入につきましては、6款1項1目、繰越金補正額4千432万2千円、前年度繰越金を一般会計に計上するものでございます。続きまして8頁をご覧ください。歳出といたしまして、2款1項1目、総務管理費、補正額4千433万2千円。内訳につきましては、説明欄に記載されておりますが2節給料といたしまして一般職職員給料244万7千円、会計年度任用職員給料37万8千円、3節職員手当等といたしまして、各種手当の合計62万6千円、4節共済費といたしまして、47万6千円となります。24節積立金につきましては、2節・3節・4節の差引額4千40万5千円を財政調整基金積立金とさせていただきます。9頁以降につきましては給与費の明細書となっております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。御意見等はありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。
以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、討論に入ります。
討論の申し出はございますか。
討論の申し出がありませんので討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、各議案の採決に入ります。
議案第1号令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 日程第9、一般質問を行います。その前に予め申し添えます。会議規則第54条により、一般質問については、重複する事項を避け、1つの質疑は1人3回までとし、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長 行木光一議員。

行木議員 皆さん、コロナ渦のなか、猛暑の中、大変ご苦勞様でございます。また、環境衛生組合職員の皆様はですね、こんな猛暑の中、健康管理に十分注意され、業務されます。この場を借りて大変感謝申し上げます。それでは、通告通りに一般質問をさせていただきます。最終処分場の浸出水に関わる問題点についてでございます。5項目について質問させていただきます。一般廃棄物最終処分場の排水によって、被害を受けた水田が昨年度実施した、水田表土入替工事と井戸ポンプ用水管布設工事による回復状況を伺います。二つ目といたしまして、水田表土入替工事によりましてですね、周辺道路の破損、改修は済んでいるのか、これをお伺いします。三つ目といたしまして、一般廃棄物最終処分場放流水のですね、塩化物イオン濃度、水素イオン濃度についてお伺いします。四つ目といたしましてはですね、匝瑳市の土地埋め立て等土砂等の規制に関する条例がございます。安全基準について伺います。五つ目といたしましてはですね、松山清掃工場の閉鎖後、浸出水によって、塩化物イオン濃度が何年

で安全基準に達するのか教えていただきたい。以上、ご回答をよろしく
お願いいたします。

佐藤議長 行木光一議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 ただ今の行木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水田の回復状況に関するお尋ねですが、当組合では、平成30年度に水田表土入替工事を施工した後に、土壌の成分調査を実施いたしました。その結果をもとに、翌令和元年度に耕作者に適正施肥をお願いし、耕作していただきましたが、千葉県農業再生協議会が定めた匝瑳市の配分基準単収、所謂、令和元年度産米の生産目安となる数量と比較して、収穫量が下回ったことから、組合では、耕作者に対して損失の補償を行ったところであります。

また、この工事によりまして周辺道路の破損、改修が終了したのかのお尋ねでございますが、水田へ向かう未舗装道路につきましては、平成30年度に10センチ程度の砂利敷きを行いまして、工場周辺の舗装面の破損が確認できた道路につきましては組合にて補修をいたしました。その他の市道部分につきましては、著しい破損は確認できませんでしたが、今後、破損状況が悪化した場合は、道路管理者である匝瑳市建設課と協議を行い対応させていただきたいと思っております。

次に、一般廃棄物最終処分場放流水の塩化物イオン濃度・水素イオン濃度についてのお尋ねでございますが、一般廃棄物最終処分場の放流水の水質検査につきましては、水温、電気伝導率、塩化物イオン、水素イオン濃度を毎月1回測定しております。その他に、アルキル水銀含有量、総水銀含有量、カドミウム含有量等の重金属類を含めた44項目を毎年1回測定しておりますが、これまでのところ、全て放流基準値内となっております。

次に、匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に規定する安全基準についてのお尋ねでございますが、条例に定められている事業

は、民間事業者が施設外から土砂を搬入し、埋め立てするものが対象となっております。本組合で行う廃棄物処理事業につきましては、公共事業であることから、条例の対象外となりますが、千葉県の指導のもと適正な処理を行っております。

最後に、松山清掃工場の閉鎖後、浸出水に含まれる塩化物イオン濃度等は何年で安全基準に適合するかについてのお尋ねでございますが、松山清掃工場につきましては、令和2年度末をもちまして閉鎖し、令和3年度以降に清掃工場を解体する予定であります。一般廃棄物最終処分場につきましては、千葉県の指導を受けながら、一般廃棄物の埋め立てに関する休止届等を千葉県に提出し、休止届を提出した後に、全体の覆土工事を順次行います。また、これに併せて、現状の浸出水処理施設を運転しながら、最終処分場内の保有水の水質が排水基準に適合するまでの間、維持管理を行うこととなります。そして、何年でこれが終了するのかということでございますけれども、今のところ、的確な年度数が把握できておりません。聞くところによりますと、20年以上かかるのではないかというような話を伺っております。以上でご答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

佐藤議長

行木光一君。

行木議員

ありがとうございました。では、再質問させていただきます。1でお尋ねしました水田の回復状況、これ、昨年の秋に収穫ができた、できないとことの話です。非常にですね、収穫はできませんでした。今この辺で言う簡単に言うと、収穫した後出る、二番穂っていう穂がありますね。そちらの穂と同じ程度のものでしてですね、ほとんど5反で何俵も穫れなかったということでございます。補償はしていただきました。その補償をしていただきましたけれども、植え付けの前にですね、組合の方に申し上げましてですね、土づくりも手伝ってくれと、これ山砂が入ってるわけなんですよ。山砂で田んぼを作れと話でしたから、これで土づくりがしなくて、ただ植えて耕作して秋の収穫を迎えるということは非常に難しいよと、いう話をしましたけれども、なかなかそこらへんがかみ合ってい

ませんですね、耕作者も話はしたんだという話はしても、元肥のですね、支給はなかったというような話でしたので、これはですね、ぜひ、補償すればいいんだというだけでなく、何年かかけて土づくりしていくものです。ですから、元肥は少し、ま、少しというよりですね、適正のですね、元肥をですね、やはり組合がですね、支給していただく。そこらへんは、これから先もですねありますので、収穫の状況を見てですね、やっていただくよう要望します。

あ、じゃあ回答、なんかありましたらお願いします。局長でもいいですよ。

吉岡事務局長 はい。

佐藤議長 はい。事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのですね、行木議員のほうからありましたことについて、ご回答させていただきます。地権者の方とお話をさせていただきまして、水田を元通りにするには何年かかかるということを知っております。その為ですね、組合といたしましても最大限の色々な努力をさせていただきまして、地権者の方に負担のかからないような対処を心がけていかせていただきたいと思いますと考えております。

行木議員 はい。

佐藤議長 はい。行木光一君。

行木議員 よろしく申し上げます。第二のですね、工事に際しましてダンプが1000台ほど通りました。この、通った道路がですね、この会議室の前の道路を下りて坂があるんです。坂を下りますと田んぼになってるんです。田んぼの道路がですね非常に壊れてるんです。ここを申し上げておりましたですね、なかなかあの、見てもらっているようですけども、壊れているのが見えないらしいんですよ。私はよく見えるんです。相当壊れてましてね、そこをもう一度、住民ですよ、近くの住んでる住民と同じ感覚で見てもらいたい。あの交通量は実際少ないんですよ。少なくとも、やはり、工事の関係で相当な台数が通って、傷んだってことは確かですから、もう一度、確認してもらいたいんです。よろしく申し上げます。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 はい。事務局長。

吉岡事務局長 ただいま質問に対してお答えさせていただきます。著しく傷んでおりました南側の舗装面に関しましては、維持管理しております匝瑳市建設課と一緒に周辺を確認させていただきました。若干経年の劣化により傷んでいる箇所はございましたけれども、今後につきましても、全体を見まして、市の建設課と適宜協議をさせていただきたいと思っております。

行木議員 はい。

佐藤議長 はい。行木光一君。

行木議員 三番目といたしましてですね、最終処分場から出る塩化物イオン濃度についてです。こちらの濃度がですね、平成30年度最大値7700mg/Lということでございます。非常にですね、高い数字なんです。元年度もですね、6600mg/Lという非常に高いんです。そのへんはですね、今の装置が働いていないということになっておりますので、非常に不安を感じているところであります。最終処分場といいますとですね、管理者も銚子のほうで見学視察した最近のですよ、これは新しい最新のものですよ、相当なあのこちらのですね、処分場との違いが。これは40年くらいの差になるということですね、しょうがありませんけれども、相当な違いがあります。そこらへんやっぱりですね、できる限りのことはして流してもらいたいというのが地元の考えであります。ただ途中で水が集まってきて、薄まって被害が出ないという方向性の話じゃないと思うんです。これは元を断ってもらいたいという話ですから、それで流してもらいたいという話で、話をしておりますのでその辺はぜひですね、管理者も銚子で見学した最終処分場と比べてですね、すごい差があると思うんです。ぜひその辺を検討していただきたい、皆さんでね検討していただきたいと思います。管理者なにかありましたら、よろしく願いします。

太田管理者 議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 最終処分場について、適正な、また、的確なこれからの管理運営をしていただきたいと、いうことの要望だと私は受け止めまして、施設そのものが東総地区広域市町村圏事務組合の施設とおよそ40年の差があるということで、時代的な背景があろうかと思いますが、現状の最終処分場の維持管理につきましては全力を挙げて遺漏のないよう取り組んでまいりたいという風に思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思えます。

行木議員 はい。

佐藤議長 はい。行木光一君。

行木議員 匝瑳市のですね、匝瑳市の埋め立て条例、こちらに安全基準というのがありますね、塩化物イオン濃度も対象になっております。こちらは500mg/Lという基準になっております。その、これと最終処分場のことを一緒にしなくてもいいだろうという話ですが、これはどうしても市民はですね、匝瑳市は匝瑳市です、ここ松山は匝瑳市ですから、匝瑳市の条例はやっぱり重く受け止めてもらいたいというような感じの人もいます。そしてですね、こういうことになっておるんです。何人も安全基準、これ500mg/L以下ですね、に適合しない埋め立て等を行ってはならない。市長は直ちに埋め立てを停止し、必要な措置を講じなければならないというような、きつい条例になっております。これをきちんとという話ではありませんけども、ただ匝瑳市にこういう基準もありますよということですから、ここの最終処分場からただ流れてるのも高くてはおかしいなというのが、私たち一般的に考えておりますので、管理者そのへんどうでしょうか。

太田管理者 議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 最終処分場を休止した後、覆土工事をするという形になるわけですが、持ち込まれる土壌につきまして細心の注意を払っていきたいと思っております。心配をするようなことがないように、千葉県のご指導を受けながら、覆土工事また維持管理を行っていきたいと思っております。

また、その点については、その時点における問題点があるようであれば、その時にご留意いただければと思っております。万全の態勢でこの工事をしていきたいと思っております。

行木議員

はい。

佐藤議長

はい。行木光一君。

行木議員

五つ目でございます。最終処分場がですね、今後閉鎖されます。あと六か月、七か月ですね。それからですね、最終処分場からの浸出水は出続けるわけです。ですから、その辺、覆土工事はね、40センチ、50センチの土を入れても、雨水等が入ってきます。そして、地下からですね出続けるわけです。ですから、そのへん、やはり、このままでいいのかということですね、みんなで検討していただきたいと思っております。今日は一般質問させていただきました。みなさんに要望しておきます。よろしくお願いいたします。以上です。

佐藤議長

行木光一議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年9月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【散会：午前10時58分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷本 晴彦

会議録署名議員

行木 光一

会議録署名議員

宮内 康幸